

決議第2号

予算の適正な執行に係る決議（案）

上記の議案を、香芝市議会会議規則（平成4年議会規則第1号）第14条第1項の規定により提出し、別紙のとおり議決を求める。

令和7年12月17日提出

提出者

香芝市議会議員

野口昌史

賛成者

香芝市議会議員

清川希代子

富家章裕

予算の適正な執行に係る決議（案）

令和6年度香芝市一般会計歳入歳出決算について、地方自治法第98条第2項に基づく監査請求を行い、その結果、監査委員より「財務会計上の合規性は満たされており、違法性は認められない」との判断が示された。

しかしながら、同監査報告において、補正予算で議決された目的と異なる使途への不用額の支出について、「議会に対する説明責任を果たすべきであった」「二元代表制の意義を損ないかねない」「議会との協調と説明責任を軽んじることは、健全な行政運営とはいえない」との意見が付されたことは、極めて重大である。

特に、市役所庁舎4階グリーンラウンジへの使用形態変更に用いた備品購入については、香芝市庁舎等乳幼児等施設利用環境調査特別委員会において授乳室及びキッズスペースの設計計画案が全会一致で承認された経緯があり、その政策目的を議会への説明なく変更したことは、議会の議決の趣旨を軽視するものと言わざるを得ない。

よって、市長及び執行部に対し、以下の事項を強く求める。

記

- 1 予算の目的とした事業を縮小し、若しくは実施しないとき、又は入札の結果等により当該事業に係る執行額が縮減されるときにおいて、予算執行において不用額を他の事業に充てる場合は、たとえ財務会計上適法であっても、補正予算の提出を原則とし、二元代表制の趣旨に則った適正な手続きを確保すること。
- 2 議会が議決した政策目的に関わる事項について変更が生じる場合は、当該議決に関与した議会に対し、直ちに説明を行うこと。
- 3 本決議の趣旨を全庁的に周知し、議会との信頼関係の構築及び行政の透明性向上に努めること。

以上、決議する。

令和7年 月 日

香芝市議会